


## 日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 内藤 隆之

競技種目： ボディビル

2011-004 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 23 年 10 月 15 日  
日本ドーピング防止規律パネル  
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄 

## 2011-004 事件 聴聞パネル決定

日本ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2011-004 事件の聴聞パネルは、平成 23 年 10 月 15 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 23 年 10 月 15 日

山内 貴博 山内貴博

浅見 俊雄 浅見俊雄

木村 哲彦 木村哲彦

### 記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 9 月 18 日・第 23 回日本マスターズボディビル選手権大会）の各競技結果は失効する。
- ・ 本規定 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 23 年 10 月 4 日から 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 競技会検査で検出された物質メチルヘキサミンは、2011年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められ、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 23 年 9 月 18 日・第 23 回日本マスターズボディビル選手権大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。
- ・ また、今回検出されたメチルヘキサミンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、JADA、競技者本人及び社団法人日本ボディビル連盟常務理事の証言並びに提出された証拠（摂取していたサプリメントの現物等）によっても、本件においては、今回検出されたメチルヘキサミンについて、意図的な服用ではないと合理的に推定されるものの、自己の体内に当該物質がいかに入ったかを証明できておらず、本規程 10.4 項の適用を認めることはできない。
- ・ 他方、本規程 10.5 項における資格停止期間の取消し又は短縮との関係でも、体内に入った経路が具体的に特定されていない上に、（可能性の一つである）海外通販により入手したサプリメントの安易な服用という点に明らかな過失がある以上、本条項の適用を認めることはできない。
- ・ 以上の事情を勘案すると、本規程 10.2 項の定めに基づき、1 回目の違反として 2 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では本決定に至るまで平成 23 年 10 月 4 日の通知以来、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 23 年 10 月 15 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、本規程 10.9.2 項により、資格停止期間の開始日は平成 23 年 10 月 4 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上